

随意契約理由書

契約件名 令和7年度市道舗装維持補修工事(第3回)	主管課 建設課
契約の目的 市道舗装に亀裂・陥没等が見られ、車両及び歩行者の安全な通行に支障をきたしているため、早急に補修工事を行うものである。	
随意契約を選択した理由 市道舗装に亀裂・陥没等が見られ、車両及び歩行者の安全な通行に支障をきたしており、一度事故等が起これば、住民の生命財産に損害を与える恐れがあるため、早急な工事を行うもの。 なお、本契約は九州ニチレキ工事(株)福岡営業所と締結している令和7年度市道舗装維持補修工事単価契約に基づくものである。	
随意契約の相手方 住 所 古賀市筵内1024番1 商 号 九州ニチレキ工事株式会社福岡営業所 氏 名 所長 堺 新吾	
上記のものを選定した理由 上記のものは事務所が市内に所在する唯一の舗装業者であり、資材・機材を市内に保有し、技術者も工事路線の地理や道路状況を熟知していることから、迅速かつきめ細かな対応を見込めるため。 また上記のものとは単価契約を締結していることから、単価による施工が可能のため。	
上記のもの以外に有資格者がいる場合、そのものを指名しない理由	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号

随意契約理由書

契約件名 令和7年度市道舗装維持補修工事(第4回)	主管課 建設課
契約の目的 市道舗装に亀裂・陥没等が見られ、車両及び歩行者の安全な通行に支障をきたしているため、早急に補修工事を行うものである。	
随意契約を選択した理由 市道舗装に亀裂・陥没等が見られ、車両及び歩行者の安全な通行に支障をきたしており、一度事故等が起これば、住民の生命財産に損害を与える恐れがあるため、早急な工事を行うもの。 なお、本契約は九州ニチレキ工事(株)福岡営業所と締結している令和7年度市道舗装維持補修工事単価契約に基づくものである。	
随意契約の相手方 住 所 古賀市筵内1024番1 商 号 九州ニチレキ工事株式会社福岡営業所 氏 名 所長 堺 新吾	
上記のものを選定した理由 上記のものは事務所が市内に所在する唯一の舗装業者であり、資材・機材を市内に保有し、技術者も工事路線の地理や道路状況を熟知していることから、迅速かつきめ細かな対応を見込めるため。 また上記のものとは単価契約を締結していることから、単価による施工が可能のため。	
上記のもの以外に有資格者がいる場合、そのものを指名しない理由	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号

随意契約理由書

契約件名 令和7年度市道舗装維持補修工事(第5回)	主管課 建設課
契約の目的 市道舗装に亀裂・陥没等が見られ、車両及び歩行者の安全な通行に支障をきたしているため、早急に補修工事を行うものである。	
随意契約を選択した理由 市道舗装に亀裂・陥没等が見られ、車両及び歩行者の安全な通行に支障をきたしており、一度事故等が起これば、住民の生命財産に損害を与える恐れがあるため、早急な工事を行うもの。 なお、本契約は九州ニチレキ工事(株)福岡営業所と締結している令和7年度市道舗装維持補修工事単価契約に基づくものである。	
随意契約の相手方 住 所 古賀市筵内1024番1 商 号 九州ニチレキ工事株式会社福岡営業所 氏 名 所長 堺 新吾	
上記のものを選定した理由 上記のものは事務所が市内に所在する唯一の舗装業者であり、資材・機材を市内に保有し、技術者も工事路線の地理や道路状況を熟知していることから、迅速かつきめ細かな対応を見込めるため。 また上記のものとは単価契約を締結していることから、単価による施工が可能のため。	
上記のもの以外に有資格者がいる場合、そのものを指名しない理由	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号

随意契約理由書

契約件名 米多比川災害応急工事	主管課 建設課
契約の目的 集中豪雨による河床洗堀により擁壁護岸等が崩壊しており、沿線の家屋や道路に崩壊の危険があったため、緊急に応急工事を行うものである。	
随意契約を選択した理由 河川護岸崩壊の災害に伴い緊急を要するため。	
随意契約の相手方 住 所 古賀市中央2丁目2番18号 商 号 美輪興業株式会社 氏 名 代表取締役 三輪 朋之	
上記のものを選定した理由 河川災害応急の施工実績があり、かつ、即時対応が可能であるため。	
上記のもの以外に有資格者がある場合、そのものを指名しない理由	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第5号

随意契約理由書(作成例)

契約件名 熊本井堰改良工事	主管課 農林振興課
契約の目的 堰の動作不良ならびに油圧装置からのオイル漏れが著しく操作機能に支障をきたしており治水・利水の両面において甚大な被害を及ぼす可能性が高いため、改修工事をおこなうものである。	
随意契約を選択した理由 当該井堰については、昭和56年度の設置から約45年が経過しており堰の動作不良ならびに油圧装置からのオイル漏れが著しく、油の流出による環境汚染、水利機能の停止による営農への影響等が懸念され、今後も治水・利水の両面において甚大な被害を及ぼす可能性が高いことから早急に改修工事を行うものである。	
随意契約の相手方 住所 福岡市東区多の津2丁目4-5-2F 商号 開成工業株式会社 福岡営業所 氏名 所長 勝 信太郎	
上記のものを選定した理由 農業水利施設全般の業務に関して他自治体において多数の実績を有し、技術的かつ専門的知見が極めて高く、地元農区のニーズに応じた製品の取り扱いが唯一ある上記業者を選定する。	
上記のもの以外に有資格者がある場合、そのものを指名しない理由	
根拠法令 地方自治法施行令第167条の2 第1項 第 5 号	

随意契約理由書

契約件名 古賀水再生センタートラックスケール更新工事	主管課 上下水道課
契約の目的 平成12年に設置したトラックスケールについて、屋外に設置している計量台の老朽化が著しいため、更新工事を行うものである。	
随意契約を選択した理由 令和4年度に計量装置を更新しており、今回、計量台のみの更新を行うにあたり不可分であることから、同一業者に施工を依頼する必要があるため。	
随意契約の相手方 住 所 福岡県大牟田市栄町2-13-8 商 号 株式会社松永はかり製作所 氏 名 代表取締役 松永 靖久	
上記のものを選定した理由 上記のものは、計量装置を設置した業者であり、今回の更新工事では計量装置を流用し、計量台を更新するため同一業者のみが施工可能であるため。	
上記のもの以外に有資格者がいる場合、そのものを指名しない理由	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号